

伊勢地区医師会謝金等基準

伊勢地区医師会が主催する講演会、研究会、発表会及び集い等で講師、座長、コーディネーター等を依頼する場合、謝金として支出する額を次のよう定める。

記

1 謝 金

区 分	金 額	備 考
大学 教授	100,000 円	
〃 准教授・講師	50,000 円	
〃 助手	20,000 円	
ドクター 院長	30,000 円	
〃 医師	20,000 円	
民間人 A	30,000 円	・特別功績のある者
〃 B	20,000 円	・精通者

- ・講演等依頼する時間は 90 分を基本とし、演者、その他の状況により加減する。
- ・複数またはチームによる講演の場合は、その都度協議決定する。
- ・上記金額によりがたい場合は、依頼者と担当理事及び会長と協議し、決定する。
- ・会員の場合もこれを準用する。

2 旅 費

遠隔地の講師を依頼する場合は、運賃、特急料金を含めた交通費を負担する。ただし、依頼者、担当理事、会長と協議して一括車代で処理できるものとする。

3 実施日

平成 25 年 1 月 12 日から適用する。

伊勢地区医師会謝金等基準

伊勢地区医師会が主催する講演会、研究会、発表会及び集い等で講師、座長、コーディネーター等を依頼する場合、謝金として支出する額を次のよう定める。

1. 謝 金

区 分	金 額	備 考
大学 教授	100,000 円	
准教授・講師	50,000 円	
助手	20,000 円	
医師（会員の場合も準用する） 講師（演者）	30,000 円	
座長・司会等	10,000 円	
民間人 A	30,000 円	・特別功績のある者
B	20,000 円	・精通者

- ・講演等依頼する時間は 90 分を基本とし、演者、その他の状況により加減する。
- ・複数またはチームによる講演の場合は、その都度協議決定する。
- ・上記金額によりがたい場合は、依頼者と担当理事及び会長と協議し、決定する。

2. 旅 費

遠隔地の講師を依頼する場合は、運賃・特急料金を含めた交通費を負担する。ただし、依頼者、担当理事、会長と協議して一括車代で処理できるものとする。

3. 宿泊費

講師の宿泊においては基本医師会が手配をするが、講師本人が宿泊予約を行った場合、15,000 円を上限とし支払うものとする。

4. 実施日

平成 25 年 1 月 12 日から適用する。

令和 7 年 2 月 10 日から適用する。